

議会基本条例（素案）に関する市民説明会記録

ところ：北日本多目的センター

区 分	質問・意見と市議会議員の回答内容
<p>第2章 議会・議員の活動原則 第2条 議会の活動原則</p>	<p>【意見】 もともと規則とかはあったのですか。</p> <p>【回答】 今回の条例は従来からやってきたことを文書化し、条例としたものです。しかしながら、文書にしてしまうということは我々（議員）に縛りができてしまうということです。議会報告会を年に一回しますとか・・・ということも。</p>
<p>市政全般（環境衛生関係）</p>	<p>【意見】 日沼だよりで見たのですが、西芦別共同浴場配管修繕はどういうことで気がついたのか。 もう修繕したのか。</p> <p>【回答】 経緯ということであれば、もう老朽化していることもあり予算をつけて配管を調べたのだらうと思うが、修繕はもう終わったのかな？まだかな。 浴場利用組合として経営してきたが、市の管理に移行して補助金をもらうため料金も変えたということです。</p> <p>【質問】 浴場料金が変わることについて、何の話もなく、紙一枚貼っただけであった。</p> <p>【回答】 今までは配慮があったが、維持管理費にかかること、入浴する人が減ったことなど。組合としても貯金もなくなり北日本の小林会長の援助もずっとというわけにいかないから市の公衆浴場組合に入った。だから公衆浴場料金に準じて値上がりしたということです。 そのかわり経営に対する補助や修繕に対する補助金が出る。金額的には今回の「日沼だより」をお待ちください。修繕と補助合わせて273万円で、補助は26年度分、来年はもっともらえる？ (いや、修繕費にだいぶんかかっているのでも半分くらい・・・と他の議員から声あり) ああ、そうか、それにしても27年度もその補助をもらうことにより経営していけるし、修繕も補助してもらえる仕組みだから浴場料金もほかの溪水、頼城の浴場も同じです。</p>

議会基本条例（素案）に関する市民説明会記録

ところ：北日本多目的センター

区 分	質問・意見と市議会議員の回答内容
市政全般（環境衛生関係）つづき	<p>【意見】 お風呂のお湯出すところ（カラン）が、すぐ水になる。</p> <p>【回答】 ボイラー自体も古いですからね。もう少しお待ちください。 それから、修繕が終わったか確認します。</p>
市政全般（公営住宅関係）	<p>【意見】 屋根のペンキなのですが、さびてすごい。さびてるから屋根の雪が滑り落ちない。つららになって窓ガラスが割れる。空家の隣がそうなのも嫌だ。</p>